

広報の対象となる各手続きの概要

※今年度より、特に広報を強化すべき手続きについて重点項目を設定し、重要度順に記載しています。

1. オンラインでの転出届 （最重要）

福岡市から福岡市外（日本国内）へ住所を移す際に必要な転出の手続きが、電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っていれば、区役所へ出向くことなく、マイナポータルからオンラインで完了するサービスです。また、転出の手続きは郵送でも可能です。

●福岡市ホームページ

▼オンラインでの転出届（市外へ移る時）【マイナポータルサイト利用】

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/kusei/life/tenshutsutodoke_online.html

▼転出届

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/kusei/life/tenshutsutodoke.html>

2. 区役所窓口の休日開庁 （重要）

引越しシーズンの3月、4月に、区役所窓口を休日に臨時開庁し、住所異動届、国民健康保険等の手続きを受け付けることで、平日の区役所窓口の混雑緩和を図るものです。

●実施日 令和8年3月29日（日）、4月5日（日）の2回

●窓口開設時間 9時～13時

●業務を行う窓口

【市民課】

転入・転出手続き及び関連諸証明書の交付、学事手続等

【保険年金課】

転入・転出に伴う国保、医療、年金等に係る必要業務

【福祉・介護保険課】

転入・転出に伴う身体障害者手帳・療育手帳、介護保険等に係る必要業務

【子育て支援課】

転入・転出に伴う児童手当・児童扶養手当、特別児童扶養手当等に係る必要業務

●福岡市ホームページは、2月上旬頃に公開予定です。

3. 引越し手続きのオンライン予約サービス （準重要）

転入届、転居届、転出届とそれに伴う各種手続きには、オンラインでの来庁予約が便利です。オンラインでの来庁予約と合わせて、事前に引越しに関する情報を入力するため、書類の記入は署名のみとなり、区役所での待ち時間、手続き時間が短くなるサービスです。

●予約できる手続き

住民異動届（転入届、転居届、転出届）とそれに伴う小中学校の転入学、子ども医療費助成、児童手当、国民健康保険、介護保険の要介護（要支援）認定の引継ぎ

●予約できる時間帯と窓口

【平日】時間帯：10 時～12 時、13 時～16 時 30 分

場 所：お住まいの区の区役所又は出張所

（転出届は転出前の区役所又は出張所）

【土日】時間帯：10 時～12 時、13 時～16 時 30 分

場 所：天神・博多駅・千早の各証明サービスコーナー及び

博多区役所 2 階証明発行コーナー臨時窓口

※土日臨時窓口の閉庁日

毎月第 3 土曜日とその翌日曜日、年末年始、システムメンテナンス日（不定）

●予約方法

福岡市ホームページから専用サイトにアクセスし、入力フォーム等に従って必要情報を入力・送信

●福岡市引越し手続き案内コールセンター

電話番号：092-515-1787

利用時間：月曜日～金曜日 9 時～20 時（祝日、年末年始は除く）

●福岡市ホームページ

▼引越し手続きのオンライン予約サービス

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/kusei/life/tetuduki/001.html>